

**2018年度**

(平成30年度)

**福山市雇用対策協定に基づく  
事業計画**

福 山 市  
広 島 労 働 局

## 第1 趣旨

福山市（以下「市」という。）と広島労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、2018年（平成30年）3月22日に「福山市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び福山公共職業安定所（以下「ハローワーク福山」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、当該計画を策定する。また、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

## 第2 2018年度（平成30年度）の主な雇用施策

### 1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

#### (1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業振興課，労働局においては職業安定部を雇用労働施策の連携窓口とし，就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について，情報の共有化を図るとともに，協働体制による施策の推進を図ることとする。

#### (2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は，求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について，ホームページの活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。また，ハローワーク福山は，市に対して雇用労働施策の情報を提供し，事業所や経済団体，求職者に対しても積極的に雇用労働施策等の周知を図る。

市は，雇用労働施策の周知等について，広報紙，ホームページ等の広報媒体を活用し，分かりやすい市民への情報提供に取り組む。

#### (3) 協定に基づく雇用対策の推進

市，労働局及びハローワーク福山は，協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり，「福山市雇用対策協定運営協議会」を設置し，事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

### 2 若者への就職支援，女性の活躍推進，人材育成等に向けた取組

#### (1) 若者への就職支援

##### ア 若者と地元企業とのマッチング支援

若者の地元企業への就職を促進するため，市，労働局及びハローワーク福山は，それぞれが実施（共催）する就職に関する相談会，見学会，セミナーなど，若者と地元企業とのマッチングや若者の地元企業に対する認知度向上を目的とする事業について，連携して取り組むものとする。

### <目標とする事業実施>

- ・地元大学生等，高校生の企業見学バスツアー
- ・市内の小学生～高校生を対象とした，職業観醸成及び地元産業についての出前講座
- ・市外大学生等を対象とした，地元企業との企業研究会（大阪市等で開催）
- ・市外大学生等を対象とした，地元企業の見学ツアー（サマーツアー）
- ・就職活動前の大学生等とその保護者を対象とした，地元企業の説明会

### <数値目標>

- ・上記事業の年1回以上の実施
- ・ハローワークの学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数 500件

#### イ 若者雇用促進法の周知・啓発及び地元企業の情報発信

労働局・ハローワーク福山は，若者雇用促進法に基づき，新卒者等を募集する企業に対して，求人情報と共に募集・採用に関する状況，職業能力の開発・向上に関する状況など，幅広い職場情報を提供するよう周知・啓発に努めるとともに，優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）の周知を図り，市とも連携して地元企業の情報を発信する。

#### (2) 女性の活躍推進

##### ア 福山ネウボラとハローワークの連携強化

ハローワーク福山は，妊娠，出産，子育てに関し，切れ目のない支援を行う福山ネウボラにおける，就労・再就職支援への取組みを推進するため，ネウボラ相談員を対象とした研修を実施する。

また，市及びハローワーク福山は，ネウボラ相談窓口における相談者からの就職相談に円滑に対応するため，福山ネウボラとハローワーク福山マザーズコーナーとの連携を強化する。

##### イ 女性活躍推進法の周知啓発

市及び労働局は，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の基本方針を広く周知し，事業主に対して，女性活躍推進に向けた数値目標を

盛り込んだ行動計画の策定義務などを、広報紙やホームページ、事業主への資料送付などにより周知啓発を図る。

#### ウ 女性の活躍推進に向けた取組の実施

職場での女性の活躍を推進するため、市及びハローワーク福山は、それぞれが実施（共催）する女性活躍推進に関する事業について、連携して取り組むものとする。

#### <目標とする事業実施>

- ・ハローワーク職員によるネウボラ相談員に対する研修の実施
- ・レディーワークカフェの運営
- ・Web系在宅ワーク支援事業
- ・女性の就職に関する助成制度（移住支援事業費補助、就業環境改善補助金）の周知・促進
- ・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の周知・促進
- ・女性活躍促進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の周知・促進
- ・「えるぼし」，「くるみん」，「プラチナくるみん」認定制度の周知・促進

#### (3) 人材育成等の取組

地元企業における人材育成を促進するため、市及び労働局・ハローワーク福山は、人材育成に関する取組について、相互連携に努める。

特に、市が実施している「ものづくり大学」は、ものづくりのまちである福山市を含む備後圏域における企業の更なる発展を目的とした人材育成の取組であり、労働局及びハローワーク福山はこの取組に対し積極的に協力する。

### 3 U I J ターン就職の支援

市外の若者などの地元企業への就職を促進するため、市及びハローワーク福山は、それぞれが実施（共催）する、就職に関する相談会、見学会、セミナーなど、市外の人材と地元企業とのマッチングや地元企業の認知度向上を目的とする事業について、連携して取り組むも

のとする。

<目標とする事業実施> (再掲)

- ・市外大学生等を対象とした，地元企業との企業研究会（大阪市等で開催）
- ・市外大学生等を対象とした，地元企業の見学ツアー（サマーツアー）
- ・就職活動前の大学生等とその保護者を対象とした，地元企業の説明会

<数値目標> (再掲)

- ・上記事業の年1回以上の実施

#### 4 高年齢者や障がいのある方の就業機会の拡大

##### (1) 高年齢者の就職支援

ハローワーク福山は，高年齢求職者に対し，生涯現役支援窓口における支援，個別求人開拓などの就職支援を行う。

また，地元企業などにおける高齢者の就労を促進するため，市を含む「福山市生涯現役促進地域連携協議会」が事業実施を申請している「生涯現役促進地域連携事業」の実施に協力する。

<数値目標>

ハローワークの生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数 83件

##### (2) 障がい者の就職支援

市とハローワーク福山は，障がい者の就労を通じた地域社会への参画促進を図るため，事業者向けの障がい者雇用に関する啓発セミナーや，障がい者を対象とした就職面接会などの事業を連携して実施する。

<目標とする事業実施>

- ・障がい者就職面接会の開催
- ・障がい者雇用推進セミナーの開催

<数値目標>

上記事業の年1回以上の実施

## 5 雇用変動や雇用調整等に対する支援

市における産業施策により企業誘致され、一定規模の求人需要が発生した際に、市及び労働局・ハローワーク福山が情報共有を図り、個別面接会の開催や、近隣市町村における求職者の動向等に係るデータを提供することで、必要な人材確保を図る。

また、特段の事情に起因する企業活動縮小に際し、雇用調整助成金の活用や出向のためのマッチングを行うなど、労働者の雇用維持に向けて相互連携を推進する。

やむを得ず離職者が発生する場合において再就職支援対策を連携して行う。

## 6 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

市及びハローワーク福山は、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、要支援者に対し、適性に応じた職業紹介・斡旋を実施し、就労支援を推進する。

<数値目標>

生活保護受給者等就労自立促進事業福山地域協議会において定める。

## 7 福祉分野（介護・保育等）における人材確保対策

市及びハローワーク福山は、介護・保育等の福祉分野において、「福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会」とも連携し、就職面談会・ガイダンス及び未経験者を対象としたセミナー等を開催し、人材確保対策を推進する。

また、ハローワーク福山は、2018年（平成30年）4月に設置した「ふくやま人材確保支援コーナー」において、求人者及び求職者に対する支援を実施する。

<目標とする事業実施>

- ・就職面談会・進路ガイダンス等の開催
- ・未経験者を対象としたセミナー等の開催

<数値目標>

- ・ハローワークにおける福祉分野（介護・保育等）の就職件数 860件